

# 福知山市自治基本条例（平成 29 年 3 月 29 日条例第 31 号）

## 目次

### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
  - 第 2 章 市民（第 4 条・第 5 条）
  - 第 3 章 市議会（第 6 条—第 8 条）
  - 第 4 章 市長等（第 9 条・第 10 条）
  - 第 5 章 情報共有（第 11 条—第 14 条）
  - 第 6 章 市政運営（第 15 条—第 20 条）
  - 第 7 章 参画及び協働（第 21 条—第 26 条）
  - 第 8 章 最高規範性（第 27 条）
  - 第 9 章 国、京都府及び他の自治体との関係（第 28 条・第 29 条）
- 附則

### 前文

福知山市は、水清く緑豊かな自然、伝統ある歴史・文化、充実した教育・医療機関、長年の取組により整備された都市基盤などを資源として発展してきました。

今後も、これらの地域資源を一層活かすとともに、少子高齢化や過疎化、甚大な被害をもたらす自然災害への対応など、市民と市が一丸となったまちづくりを進めていく必要があります。

このまちの資源を次世代に引き継ぐためには、市民と市が相互の信頼関係をより強化し、それぞれの役割と責任を果たして課題解決のために協働によるまちづくりを推進していくことが重要です。

ふるさと福知山を誇りに思い「幸せを生きる」ために、わたしたち市民が自ら考え行動し、まちづくりに参画することで地域のコミュニティを確立し、市民が主役の新たな福知山を築いていく必要があります。

そのためには、子どもから高齢者まで、市民一人一人が互いの人権を尊重し、対話や交流によって、自助・共助・公助が機能する仕組みを築いていかななくてはなりません。市民自らの中からわき出る力を集め、市民と市が対等の立場で協働し、個性豊かで多様性にあふれる福知山市を創造するために、ここに福知山市自治基本条例を制定します。

### 【解説】

- 自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自律した自治体を構築するために、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。福知山市におけるまちづくりの最高規範と位置付けられます。
- 前文は、条例制定の由来や背景、まちづくりの方向性、基本理念、まちづくりに向けた決意などを述べています。
- これまでに先人たちが守り育ててきた、恵まれた環境、豊かな自然などという大きな財産

を引継ぎ、住んでみたい、住み続けたいと思える福知山市をつくっていくとともに、子や孫たちの次の世代に対しても誇りを持ち続けられるような福知山市づくりを進めていくことを決意しています。

- 市民憲章の精神である「幸せを生きる」を踏まえて、主権者である市民一人一人がまちづくりの担い手であるということを実感して、「市民が主役の福知山市」をめざし、基本的人権を尊重しながら、まちづくりにおいて最も重視する価値観である市民自らが考えて行動し、共に助け合いながらまちをつくることを基本理念とするまちづくりの実現をめざすことを前文に示しています。

## 参考

### 【福知山市民憲章】

#### 幸せを生きる

わたしたちは、ふるさと福知山を“幸せの舞台”にします。

水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々。

生き生きとして、伸び伸びとしたふるさとをつくります。

わたしたちは、ひとりひとりの中に

人生を自由に美しいものにする力を持っています。

そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び

共に幸せを生きます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民がまちづくりの主体であるという基本理念のもとに、本市における市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市のそれぞれの役割及び責任を明確にし、共に考え協力し、行動することにより市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

### 【解説】

- 第1章は、条例の目的、定義、自治の原則を定めています。
- 第1条は、条例の目的を定めています。
- この条例は、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とし、そのために条例で権利と役割を明確にすることで、共に考え行動していく（協働する）ためのルールを定めています。
- 憲法92条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあり、「地方自治の本旨」とは住民自治と団体自治があるとされています。この地方自治である「まちづくり」を支える者には、市民、市議会、行政（市の執行機関）の三者があり、市民が支える部分を住民自治といい、市議会と行政が支える部分を団体自治とされています。
- 地方自治法1条の2第1項では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とされていますが、「住民（市民）の福祉を向上する」ためのまちづくりには、団体自治だけでなく住民自治も含まれています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を置く事業者及び市内で活動する団体をいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関をいう。
- (3) 参画 政策の立案、実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (4) 協働 市民及び市がそれぞれの果たすべき役割及び責任を認識し、対等な立場で相互に協力して行動することをいう。
- (5) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進等住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

【解説】

- この条例を解釈する上での共通認識を持つために、重要となる用語の意味を定めています。
- この条例において「市民」とは、福知山市内に住所を有する人のほか、市内の企業等に勤務する人や市内の学校に通学する人、並びに市内において事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体で事業活動を行っている者（以下、「事業者」といいます。）、市内で活動する団体についても意味します。事業活動には、営利目的であるか否かを問いませんので、非営利活動を行っている団体・公益法人等も含まれます。
- 地方自治法第10条では、「住民」について規定していますが、市内に住所を有する人で、外国人や法人を含むとしています。  
福知山市では、地域が抱える多様な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、住民だけでなく市内に生活し、活動する幅広い人たちが協力し合って取り組むことが重要であると考え、「市民」について、地方自治法で規定する「住民」よりも広い意味での定義づけをしています。しかしながら、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合は、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるものとします。
- この条例では市の執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称として定義しています。（地方自治法第138条の4、180条の5）また、ここでいう市長は、市長個人を指しているのではなく、市長という執行機関を意味しています。
- 公営企業管理者（上下水道事業など）や消防長は、市長の補助機関であり、市長に含まれます。
- 「参画」とは、計画立案の段階から加わることをいいます。意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味を含んでいます。
- 「協働」とは、「市民」と「市」が同じ目標を共有し、共に力を合わせ、対等な立場で活動することをいいます。協働するにあたっては、市民が権利を有すると同時にそれぞれの立場に応じた役割を果たす必要があります。また、市は、市民に権利と役割があることを改めて認識し、対等な立場で相互に協力し、行動することが重要です。
- 「まちづくり」とは、住みやすいまちを実現するための公共的、公益的な活動の総体を意味しています。そのうち、団体自治である市議会及び市の執行機関に任せている部分を市政として整理しています。

- このまちに住む人や行政だけでなく、「住みよいまちの実現」のために考え行動するあらゆる個人や組織・団体がまちづくりの主体として、単なる委託や使役といった一方の意思によるものではなく対等な立場で、それぞれの持つ力を最大限に活かし合い共に公共的な活動を行うこと、それが「協働によるまちづくり」です。

(自治の原則)

第3条 本市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

- (1) 市民一人一人の人権が尊重され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
- (2) 男女の平等なまちづくりへの参画を推進すること。
- (3) 市民及び市が互いにまちづくりに関する情報を共有すること。
- (4) 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民及び市が協働してまちづくりの推進に当たること。

【解説】

- まちづくりを進めていく上で大切にしなければならない(1)「人権尊重」、(2)「男女平等」、(3)「情報の共有」、(4)「参画と協働」を自治の基本原則としています。
- 「人権尊重」 市民一人一人が個人として尊重され、その人権が保障されることを原則としています。まちづくりへの参画が困難な社会的に弱い立場の人が参画しやすい仕組みをつくり、誰もが地域の一員として互いに認め合い、支え合い、つながり合うことで誰もが大切にされる福知山市をめざします。
- 「男女平等」 女性も男性も性別に関わらず対等にまちづくりの役割を担うとともに参画することを原則としています。地域での意見交換会を行った際にも女性がまちづくりに参画できていないという意見が多かったことから、固定的な性別役割分担意識を解消し、共に参画することにより多様な視点を取り入れ男女ともに活躍できるまちづくりをめざします。
- 「情報の共有」 まちづくりを市民、市が一体となってそれぞれの役割を果たすためには、互いが持っているまちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。市民がまちづくりの主体として市政に参画するためには適切な時期に必要な情報が提供される必要があります。そのため、市は市民の求めに応じて情報を提供するだけでなく、自らも積極的に情報を発信していくことが求められます。
- 「参画と協働」 まちづくりには、主権者である市民の参画と市民との協働体制が必要です。そして、市民と市が対等な関係で共通目的を持って相互理解のもと、協働で進めていくことを原則としています。これは、「公共」は行政だけが担うという考え方から一歩進めて、市民が企画・立案の段階から参画し、市民と市が対等の関係のもとで連携協力し、相乗効果を発揮して、まちづくりにより大きな成果を生み出すための取組であり、まちづくりを進める上で重要な原則です。また、参画しないことで不利益を被らないように、あえて義務的な書き方はしていません。それぞれが、自分のできる方法で、まちづくりに参画することを意味しています。

## 第2章 市民

### (市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりに参画し、及びまちづくりについて学ぶ権利を有する。

#### 【解説】

- 第2章は、自治の主体である市民の権利と役割について定めています。
- 第4条は、市民はまちづくりを推進するために自発的かつ主体的にまちづくりに参画する権利と、まちづくりに関する情報を知り得る権利とを明らかにしています。そのために市は、市民がまちづくりに関して学習する場を設ける必要があります。

### (市民の役割)

第5条 市民は、自治の主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。

2 市民は、公共の福祉の増進に努めるとともに、諸活動を行うに当たっては、地域の発展及び環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

#### 【解説】

- 第5条は、第4条で定めた権利に伴う役割について定めています。
- 市民には、自らの意思に基づいて様々なかたちでまちづくりに関わることを求められます。まちづくりへの参画の権利と同時に、自分の発言や行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画することも求められています。
- 市民には、まちづくりの主体として市政運営にも関心を持って、住みやすいまちづくりのためにできることから取り組むことが求められています。
- また、市民には、快適な生活環境を確保するため、ごみの分別や廃棄、空き家を含む家屋や農地の適切な管理等、自己の責任の範囲において公共の福祉の増進や環境の保全に努めることが求められています。

## 第3章 市議会

### (市議会の役割及び権限)

第6条 市議会は、本市の意思決定機関であるとともに、市政を監視し、けん制する機能を果たさなければならない。

#### 【解説】

- 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される福知山市の意思決定機関（議事機関）であり、市政を監視し、けん制するとともに、その役割を果たすための機能の充実強化に努めることが求められます。
- 「市政を監視し、けん制する」とは、全市的な視点のもとに適正な市政運営が行われているかどうか、市民のニーズに適切に応えているか、市政運営にあたって自治の原則に従っているかなどをチェックし、適正ではないと思われるときは、市議会の権限である検査権、調査権（地方自治法第98条、第100条）等により、執行機関をただすことを意味します。
- 詳細な事項については福知山市議会基本条例で、議会の責務と活動原則等が明記されています。

**(市議会の責務)**

第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。  
2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出する等の政策形成機能の強化及び活用に努めなければならない。

**【解説】**

- 第7条は、議会活動への市民参加と情報公開の原則に基づき、開かれた議会運営を求めています。
- 第6条と同じく、詳細な事項については福知山市議会基本条例で、市議会の責務と活動原則等が明記されています。

**(市議会議員の役割及び責務)**

第8条 市議会議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。  
2 市議会議員は、市民の多様な意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

**【解説】**

- 市議会議員の職責については、福知山市議会基本条例に明記されています。
- 市議会議員は、市民に信託を受けた者として自らの発言や行動に責任を持ち、自己研さんに努めて、高い倫理観を持って誠実に職務を行っていく責務があります。

**第4章 市長等**

**(市長の役割及び責務)**

第9条 市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を運営するに当たり、毎年度、市政運営の方針等を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

**【解説】**

- 市民の信託に基づいて市政運営を行う執行機関としての市長の役割を明らかにしています。
- 市長は、この条例を率先して遵守してくことを市民や職員に示しながら、公正かつ誠実に市政運営の職務を遂行するとともに、市政運営の方針や財政計画など、その達成状況を市民及び市議会に分かりやすく説明しなければなりません。

**(職員の役割及び責務)**

第10条 職員は、市民に対する奉仕者として、執行機関の運営を円滑にするため、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。  
2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、市民と連携して、まちづくりに努めるものとする。

**【解説】**

- 市職員は、地方公務員法第30条にも規定されているサービスの根本基準を遵守しなければなりません。そして、市民と共に自治を担っているという意識を持って、まちづくりを進めていくために自らの知識や技能の向上に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

- 市職員は、市民にとって日常的に関わる機会が多い身近な存在です。市職員も一市民として生活する中で、市民とともに考え、行動し、率先して、まちづくりに関わっていく姿勢が求められます。そうすることで、市民の市政に対する理解や信頼が深まり、この条例がめざすまちの姿を実現するための政策形成能力やコミュニケーション能力等の向上につながり、市民の視点によるきめ細かな市政運営につながります。

## 第5章 情報共有

### (情報共有)

第11条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めるものとする。

- 2 市は、前項の情報を共有するため、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握等の情報収集を図るよう努めなければならない。

#### 【解説】

- 第5章では、自治の原則に示された情報の共有の原則について定めています。
- 市は、情報を共有するために、対象者や対象の地域などを絞るとともに分かりやすく工夫をし、広報紙をはじめ、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）などの活用により効果的・効率的に情報を提供していくよう努めなければなりません。

### (情報公開)

第12条 市民は、市に関する情報について、その開示を請求することができる。

- 2 市は、前項の請求に対し、これに誠実に応じるものとする。
- 3 市は、市政の評価の結果について分かりやすく市民に公表し、その結果を政策及び事務執行に反映させるものとする。

#### 【解説】

- 市民は、市に情報の開示を請求することができます。
- 市は、開示請求を受けた場合、市が保有する公文書を福知山市情報公開条例に基づき公開しなければなりません。
- 市政の評価とは、行政活動が市民に対しどのように成果をあげたのかという視点から、客観的に評価し、その結果を反映させ、分かりやすく説明していく仕組みが必要です。市は様々な手法で取りくんでいくことが必要となります。
- 開示請求の範囲については、福知山市情報公開条例に記載されています。

### (個人情報保護)

第13条 市は、市民の権利及び利益を守るため、個人情報の保護を厳正に行わなければならない。

#### 【解説】

- 市は、市が保有する個人情報が入り扱われ、権利と利益が侵害されないことがないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理、目的の明確化などについて、適切に保護することを定めています。自己に係る個人情報についても同様に扱います。ただし、災害時の対応や福祉事業等の生命に関わる場合においては、人権に配慮した管理体制のもとで特定

の個人情報を活用しなければならないこともあります。

- 市が保有する個人情報の適正な取扱いや、市民の個人情報開示の権利については、福知山市個人情報保護条例で明記されています。

#### (説明責任)

**第14条** 市は、政策の立案、実施及び評価に至るまで、その経過、内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

#### 【解説】

- 市は、市の政策を立案する段階から評価及び改善に至るまでの過程で、その経過、内容、効果、意義、費用等について市民に分かりやすく説明する責任があります。
- 市は、市民からの請求があった場合には、説明のできる必要な資料、体制を十分整えたいうえで、法令等に定められた適切な時期をとらえて、説明しなければなりません。

### 第6章 市政運営

#### (行政運営の原則)

**第15条** 市長は、個性豊かで持続可能なまちづくりを実現するため、地域資源を最大限に活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。

#### 【解説】

- 15条は、行政運営を効果的に進めるための施策展開について定めています。
- 市長は住民福祉の増進を図るとともに、地域資源の活用と、選択と集中を基本とした戦略的な施策展開を図らなければなりません。
- 「選択と集中」とは、最小の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果の検証を行ったうえで施策展開を図ることをいいます。

#### (計画的行政)

**第16条** 市長は、総合的な市政運営の指針として基本的なまちづくりの構想を策定し、市民の参画のもと計画的な行政運営に努めなければならない。

#### 【解説】

- 計画的行政とは、総合的な市政運営における最上位の計画を定め、各種事業を執行することです。その策定にあたっては、参画と協働の推進を図るために市民の多様な参画の機会を設けることが求められています。
- 市長は、計画に定められた内容が実現しているかどうか、適切な進行管理を行っていく必要があります。

#### (法令遵守及び公益通報)

**第17条** 市長は、市政の運営に当たっては、法令を遵守し、適法かつ公正な執行が図られるよう、職員研修の実施及び適切な対応ができる組織体制の整備をしなければならない。

**2** 市長は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報に関する仕組みの適正な運用を行わなければならない。

### 【解説】

- 市長には、市民に信頼される市政運営を行うため、法令遵守（コンプライアンス）の義務があります。本市では既に、福知山市における法令遵守の推進等に関する条例（以下「法令遵守条例」という。）を制定し、市長をはじめ、実務を行う職員一人一人が法令を正しく理解し、これを遵守して職務を遂行するその原則や組織体制等が整備されていますが、今後も時代に合った形に見直すとともに強化を図ることが求められます。
- 市の職員等が行った内部通報や労働者からの外部通報についての体制の整備等、市のとるべき措置は、法令遵守条例及び福知山市外部公益通報に関する規則で定めています。なお、市職員等には、市職員のほか、市が行う事務事業の受託者の従業員なども含まれています。

### （行政手続）

**第18条** 市長は、行政処分等における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護するため適正な手続をとらなければならない。

### 【解説】

- 行政手続については、公的な事務の処理に関する市民からの請求に対し、市がその事務処理の基準を示すことにより、市民の権利と利益の保護を図る制度として、行政手続法、福知山市行政手続条例に基づき公正かつ透明性のある運用を行います。

### （財政）

**第19条** 市長は、計画的行政を実現するための財政計画に基づき、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

### 【解説】

- 市長は、財政計画に基づく計画的な財政運営を行うとともに、行政評価の結果を踏まえた事業の見直し等により効果的で効率的な事業の実施を行うことにより、自主的な財源を主とした健全な財政運営が図れるよう努めなければなりません。
- 財政運営とは、市が行政活動や公共政策の遂行のために行う資金の調達、管理、支出や財産の管理運営のための各種活動を総称するものです。

### （危機管理）

**第20条** 市長は、災害その他の非常の事態（以下この条において「災害等」という。）に備え、緊急時の対応及び復旧に関する計画の策定及び体制の整備を行い、市民の生命、身体及び財産を保護することに努めなければならない。

2 市は、災害等においては、市民と緊密に連携しなければならない。

3 市民は、災害等においては、自らを守る努力をするとともに、共助の重要性を認識し、相互に協力しなければならない。

### 【解説】

- 市長は、市民が安全で安心な生活を送ることができるよう常に災害や事故等による不測の事態に備えて体制を整備しておく必要があります。
- 市は、これらの事態が発生した場合には、速やかに情報収集を行い被害状況等に応じて必

要な作業や支援を行えるように、市民、関係機関（警察、消防、病院、電気、ガス、通信事業者等）との連携、協力により、必要な対策を講じる必要があります。

- 福知山市では平成 25 年、平成 26 年に連続して大きな災害に見舞われ、甚大な災害が発生しました。大災害時には、同時多発的な事象への対応が求められ、公助による対応には限界があることがあらためて浮き彫りとなりました。災害の発生時には、市民は自らを守る努力をするとともに、日ごろから自主防災組織をはじめとした地域の力による共助で災害対応にあたる必要があります。災害に強いまちをつくるためには、自助・共助・公助がそれぞれの機能を高め、総合的な防災体制の強化に努めていく必要があります。

## 第 7 章 参画及び協働

（政策形成及び実施過程への参画）

第21条 市長は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策の実施をしようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

【解説】

- 第 7 章は、まちづくりを担うそれぞれの主体が、参画と協働を推進するための原則規定を明記したほか、市民の意見等を市政に反映させる具体的な参画・協働の制度、仕組みを明記しています。  
また、地域におけるまちづくりを充実強化するための組織の形成、活動等に対する市が行うべき支援についても定めています。
- 市は、幅広い市民の参画により市政を推進していくため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段によって市民が参画できる機会を設けなければなりません。
- 市民生活に大きく影響を及ぼす計画とは、福知山市パブリック・コメント手続に関する要綱第 3 条に規定しているものを対象とします。
- 緊急を要する場合とは、災害時などにおいて市民の生命や財産を守ることが優先される場合としています。

（審議会等）

第22条 市長は、市民に意見を求めるときは、審議会等を設置することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき設置する審議会等の委員を選任する場合は、事案に沿い、性別、専門性等に配慮した適切な構成に努めるとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

3 市長は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

【解説】

- 「審議会」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する審査会、調査会等の附属機関及び市の政策や企画の立案過程において、専門的な知識や市民の幅広い意見を反映させることを目的として、要綱等により設置された懇話会、協議会等をいいます。又、条例に基づかない市民会議等においてもこれと準用することとしています。

- 市長が設置する審議会等の委員を選任する場合には、委員構成について多様な人々が参加できるように人材育成の観点からも、原則として、委員には公募の委員を入れることとしています。委員の選出に当たっては、性別、年齢または多様な分野等に配慮しながら、選出の根拠等の透明性を徹底することも求められます。
- また、審議会等によっては高い専門性が求められ、公募には適さないものもあるため、「原則として」としています。
- 審議会等の会議や会議録についても、市民との情報の共有を図り、透明性の高い市政運営を推進するために、公開を原則とすることを定めています。

#### (住民投票)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施することができる。

- (1) 本市において選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、その条例の制定の議決がされたとき。
- (2) 市議会議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、その条例の制定の議決がされたとき。
- (3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、その条例の制定の議決がされたとき。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、事案に沿い、定住外国人に配慮するものとする。

3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

#### 【解説】

- 多様な住民ニーズをより適切に行政運営に反映させ住民自治の充実を図るためには、代表民主制を補完する住民投票の制度化は必要との考え方から定めています。
- 市の重要な事柄について、十分な議論を行った上で、第1号から第3号のいずれかに該当する場合には、市長は住民投票を実施することができるとしています。この住民投票に関する条例の制定については、地方自治法14条に基づく市長の権限によるもののほか、同法第74条に基づく住民の条例制定改廃の請求(50分の1以上の署名)及び同法第112条の議員の議案提出権に基づく発議と同じ扱いになります。
- 住民投票に参加できる者の資格、その他住民投票について必要な事項はその都度、第1項での条例で定めることとしています。
- また、憲法を踏まえたとえ、事項によっては定住外国人に配慮することを定めています。
- 住民投票の結果については法的な拘束力は持たないため、投票の結果を受けて市民、市議会、市長は、「尊重する」と定めています。

#### (協働によるまちづくり)

第24条 市民及び市は、互いの特性を認識し、尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

- 2 市は、公共的課題の解決、公共的サービスの提供等について、市民と市が協働して取り組むための適切な措置を講じなければならない。
- 3 市は、市民が相互に情報又は意見を交換し、協働してまちづくりに取り組むに当たり、適切な合意形成が促進されるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

【解説】

- 1項は市民及び市が、それぞれの立場に応じた果たすべき役割と責任を認識し、互いに尊重し合い、対等な立場で協力してまちづくりに取り組むことを定めています。
- 公共的サービスは、そのサービスの受け手にとって、身近であり、最も効率的かつ効果的に提供することのできる最適な主体により提供されることが求められます。市は、市民と連携し、市民がその担い手となれるよう、必要な措置を行っていくことを規定しています。
- 市民が、意見交換し、連携協力することで、その活動範囲を広げるとともに活発に活動を展開できるよう、市は積極的に情報交換の場や機会の創設などに取り組まなければならないことを定めています。

(コミュニティ活動)

第25条 市民は、地域において安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会等の地縁型コミュニティに参加し、相互に支え合い助け合うものとする。

- 2 市は、自治会等の地縁型コミュニティの果たす役割を尊重し、その活動の振興に努めるものとする。

【解説】

- 地縁型コミュニティとは、自治会、町内会など、一定の地域内に生活する人と人とのつながりにより、支え合い、助け合える関係にある、最も身近で基礎的なコミュニティ（共同体）です。
- 市民が、子どもたちの通学時の安全確保や、一人暮らし老人の見守り、災害発生時の救助活動など、安全で安心できる生活を送るためには、自治会等の地縁型コミュニティへの参加により、地域の固有課題について市民同士で話し合い、解決に向けて協力して行動するとともに、それぞれが互いに助け合うことが必要です。
- 市は、これらの自発的なコミュニティが持つ役割や重要性を認識し、尊重するとともに、その活動の振興に努めることとしています。

(地域づくり組織)

第26条 市民は、個性豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてその地域の住民等により構成された、包括的な自治組織（以下この条において「地域づくり組織」という。）を設置することができる。

- 2 地域づくり組織は、市民に開かれたものとし、市その他の組織と連携し、まちづくりを行うものとする。
- 3 市長は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を尊重しなければならない。
- 4 市長は、地域づくり組織の活動に対して必要な支援を行うことができる。

### 【解説】

- 地域の資源を活かした個性豊かな地域づくりの活動を、当該地域の住民が主体となって行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有する小学校区単位や中学校区単位を基本に、地域住民や複数の自治会等が地域づくり組織（以下「組織」といいます。）としてまとめ、一定の規模をもって活動することが必要です。この組織をつくるのが、協働によるまちづくりの推進や豊かな地域社会の実現のための仕組みとなることをめざしています。
- 組織は、小学校区単位や中学校区単位などの一定のまとまりのある地域における包括的で唯一の自治組織として、地域内の住民と自治会等の地縁型コミュニティを中心に、公民館、消防団、NPO、民間事業者などの多様な主体で構成し、地域の知恵や力を結集させ、各団体間の人材や情報などの効率的、効果的な活用を図るものでなければなりません。
- 組織は、当該地域の住民のほか、市や当該地域と関わりのある市民との連携が妨げられることのないよう、開かれたものでなければなりません。
- 市長は、総合的な市政運営の計画をはじめとする市の計画策定や、施策・事業の推進に当たっては、地域づくり組織が自主的に策定した地域の計画や組織の意見等を尊重しなければなりません。
- 市長は、組織に対して地域の課題解決のための情報提供など、活動に必要な支援を行います。

## 第8章 最高規範性

### （最高規範性）

第27条 この条例は、本市の自治の推進における最高規範であり、市は、計画等の策定及び条例等の制定改廃に当たっては、この条例に基づき、整合を図らなければならない。

2 この条例による市民の参画の状況把握及び改善を行うため、福知山市自治基本条例推進委員会を設置するものとする。

### 【解説】

- 第8章は、この条例の位置付けや見直しについて定めています。
- 各種の計画等の策定や他の条例、規則等の制定や改廃等においては、この条例の内容に則って整合を図っていく必要があります。
- 将来的な社会経済情勢が変化した場合に、この条例を時代にあったよりふさわしいものとしていくためには、条例の見直しが必要となります。また、自治のあり方もそれに対応していく必要があり、この条例の実効性を高めていくことも求められますので、見直しにあたっては市民の参画を得た委員会を設置し、この条例が適切に運用されているかどうか検証・検討することとします。

## 第9章 国、京都府及び他の自治体との関係

### （国及び京都府との関係）

第28条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、地域の発展のために国及び京都府と、補完性の原則に基づく適切な関係の構築に努めるものとする。

**【解説】**

- 第9章は、国、京都府や他の自治体との連携等について定めています。
- 福知山市は、基礎自治体として、自己決定・自己責任による自治体運営を行うとともに、補完性の原則を踏まえつつ国や京都府との適切な連携体制を築き、地域の発展のため協力し合うことが重要となっています。
- 「補完性の原則（原理）」とは、身近な問題・課題については、まずそれらを最もよく知っている近隣住民、地域住民どうしが話し合い解決策を提案、実践していくのが最も望ましく、地域で解決が困難なものや広域的な案件を市で取り組み、さらに市でできないことは府が、国がと、順次補完していくという段階的に課題に取り組むという考え方です。

**（他の自治体との関係）**

**第29条** 市長は、広域連携が必要な課題について、他の自治体と積極的に協力及び連携を図るものとする。

**【解説】**

- 自治体運営を行う上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、事務処理や災害発生時の相互応援等について、他の自治体等と連携や協力するように定めたものです。